

税制限は税額に關しての制限であるから吾黨は合法性を極度に利用して大衆税たる性質を帯びる同稅附加税を減免する様な不均一賦課税を獲得しなければならぬ。

暫定案第五項は記述した税目が雜種稅中に無かつた際に市町村は特別稅とし、創設すれば良い。戶數割は人民の呪詛の的となつてゐる。これが廢止が不可能な際には大衆稅的負擔額を軽減する意味から資産の狀況即ち財産に對する見立割課稅額を、法律に許された限度に於て十分の四を獲得しなければならぬし、また戶數割を個人的に軽減する戰術として行政訴訟に訴へるのも有効な道と云はなければならぬ。

兎もあれ地方自治體はその稅收入を國稅その他の附加稅收入に俟つてゐる。然も金解禁後の不況は本稅たる國稅府縣稅收入を激減せしめてゐる。その當然の結果は市町村稅收入を極度に減少せしめる。斯くて市町村は歳出の節約を行ひ得ざる限り、來年度に於て恐るべき増稅——附加稅率の引上げを強行せざるを得なくなるであらう。吾黨員の前には今市町村稅増稅の怪物が屹立してゐる、大衆稅の増率を怪物の犠牲に供するか！所有稅の増率によつて大衆の生活を守るか！それは一に懸つて全黨員の租稅闘争にある。

地方自治體に於ける吾黨の租稅闘争は今日特殊の重要性を持つてゐることを忘れてはならぬ。

實行方法

- 一、本決議を大衆に徹底せしめ且つ各種大衆運動を組織し生活防衛闘争に合流せしめること
- 一、本決議の具體化案を作成し府縣會市町村會の豫算會議に大衆的闘争を行ふこと

參考書一

昭和四年度地方歳出  
道府縣

項目	市	町	村
歳出總額	四八二、二三三	七四六、二三一	五二五、五七七
一人當	四〇、〇九八	二五六、三八一	五七、八二二
教育費	八、〇五九	五五、二〇四	一一、三七一
土木費	一一、七九一	九五、〇三二	二三四、八四四
公債費	一三五、九三七	一一〇、七八九	四三、四六八
電氣瓦斯事業費	四〇、七三〇	一七〇、七八八	三一、九二四
役所及役場費	—	一七三、二七六	二、五五四
衛生費	—	二七、八一七	八五、七六八
警察費	一〇、五〇〇	八二、三五八	二九、〇九九
雜費	八一、二五〇	—	—
	五二六、三六六	一四七、七一	二二、〇五六

(二) 戶數一一人當額に關する位置

參考書三

地方稅附加稅率一覽表

項目	道府縣	市町村
付附加稅のみを課する場合	(イ) 宅地 三四〇	二八〇
	(ロ) その他 八三〇	六六〇
營業稅	四一〇	六〇〇
所得稅	二四〇	七〇
家屋稅	—	五〇〇

- (イ) 戶數割を課する町村
  - (ロ) 市
  - (ハ) 町村
- 稅總額の百分の三〇  
稅總額の百分の五五  
本稅の百分の八九

參考書四

道府縣市町村附加稅率一覽表(本稅一圓に對し)

項目	市	町	村
地租	—	—	—
附加稅(宅地)	—	—	—
附加稅(其他)	—	—	—

昭和四年度地方歳入

道府縣

項目	市	町	村
歳入總額	四八二、二四七	七五三、九〇五	五三三、六二八
稅收入	二六二、九三三	二八、六七七	二八三、三七六
一人當	二二、九〇八	四四、二二五	三二、一七一
地租附加稅	四、四一	九五二〇	六、三三
營業稅附加稅	七二、三三九	五、九六	三六、〇一一
所得稅附加稅	二四、三〇五	二二、二七三	一〇、七三四
特別地稅及同附加稅	三六、〇三九	一、四五〇	一、四二七
家屋稅及同附加稅	九、二九九	六	四、九七二
營業稅及同附加稅	四一、〇七八	二九、二九六	二六、六七三
雜費及同附加稅	一〇、六一六	四、二二四	五、九九七
購置稅及同附加稅	六〇、三三五	三三、〇七一	三三、一七三
戶數割	—	一三、七八一	一五四、七三三
其他附加稅	八、九一八	一八、六二〇	七、六二一
稅外收入	二八、三三四	六二五、三三七	二四、二四二
稅外收入割合	四五	八三	四五